

面会制限開始・解除基準(COVID-19)

レベル	COVID-19発生状況	県定点報告数	山鹿定点報告	面会制限	面会者の範囲	面会の条件		
I	国内COVID-19発生報告なし	0	0	制限なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制限なし</li> <li>※平時より小学生以下は面会不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①面会者表に記名すること</li> <li>②発熱、咳、咽頭痛などの症状がないこと</li> <li>③COVID-19などの感染症に罹患している方との接触がないこと</li> <li>④COVID-19罹患歴がある場合は、発症後1週間以上経過していること</li> <li>⑤病院出入り口と病室出入り口で手指消毒を行うこと</li> </ul>		
II	国内COVID-19発生報告ありしかし、県内COVID-19発生報告なし	0	0				<ul style="list-style-type: none"> <li>※容態急変時や終末期の患者さん、その他、看取りの際などについては、この限りではありません。</li> </ul>	
III	県内COVID-19発生報告あり	1~9	1~9	制限あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同居または血縁家族(家族がいない場合は介助者)であること</li> <li>・1回につき2名まで10分間とし、1日につき最大4名まで可</li> <li>・中学生以下は面会不可</li> <li>※容態急変時や終末期の患者さん、その他、看取りの際などについては、この限りではありません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記①~⑤に追加して</li> <li>⑥サージカルマスクを着用すること</li> </ul>		
IV		10~20	10~20				<ul style="list-style-type: none"> <li>・同居家族(家族がいない場合は介助者)であること</li> <li>・1回につき2名まで10分間とし、1日につき最大2名まで可</li> <li>・高校生以下は面会不可</li> <li>※容態急変時や終末期の患者さん、その他、看取りの際などについては、この限りではありません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記①~⑥を実施</li> </ul>
V		20以上	20以上					
VI	院内アウトブレイク時 ※院内感染事例発生時	/	/	面会禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接触者と曝露状況等の調査が完了するまで、全病棟を面会禁止とする。</li> <li>接触者調査完了後に、感染拡大リスクが単一部署に限定的であると判断した場合は、該当する病棟のみを面会禁止とする。</li> <li>全病棟に拡大のリスクがあると判断した場合は、院内面会禁止とする。</li> <li>※容態急変時や終末期の患者さん、その他、看取りの際などについては、この限りではありません。</li> </ul>			
※	COVID-19患者への面会	制限あり ※急変、終末期、看取りの際に主治医が許可した場合に限る			<ul style="list-style-type: none"> <li>・患者の三親等以内であること</li> <li>・1回につき2名まで10分間の面会可</li> <li>・小学生以下は面会不可</li> <li>※免疫力が低下している方、感染予防の協力が得られない方は面会不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記①②④⑤⑥に追加して、病室入室時に</li> <li>⑦職員の説明に従い、手指消毒を行い、病院からお渡しする手袋、エプロン、マスクを着用すること</li> <li>⑧病室退室時に上記⑧を職員の説明に従い外し、手指消毒を行うこと</li> <li>⑨入館時に着用していたマスクを再度着用し、再度手指消毒を行うこと</li> </ul>		